二　前号に掲げる者以外の者　第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する中型自動車

第三十二条の二第三項中「もの」の下に「（緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）」を加える。

第三十二条の三を次のように改める。

（中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車）

第三十二条の三　法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める中型自動車とする。

一　第三十二条の八第一号に掲げる者又は第三十四条第三項に規定する者に該当して中型自動車免許を受けた者で二十歳に満たないもの　前条第二項第一号に定める中型自動車

二　前号に掲げる者以外の者　前条第二項第二号に定める中型自動車

2　法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、前条第三項に規定する準中型自動車とする。

第三十二条の三の二第一項中「前条第二項」を「第三十二条の二第三項」に改める。

第三十二条の七の見出し中「で大型自動車免許等」を「から大型免許等」に改め、同条中「及び第二項の」を「の十九歳から大型自動車免許を受けることができる政令で定める者及び同条第二項の十九歳から大型自動車仮運転免許を受けることができる」に、「自衛官」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　自衛官

二　大型自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者（第三十四条第十一項各号に掲げる者を除く。）

第三十二条の七の次に次の一条を加える。

（十九歳から中型免許等を受けることができる者）

第三十二条の八　法第八十八条第一項第一号の十九歳から中型自動車免許を受けることができる政令で定める者及び同条第二項の十九歳から中型自動車仮運転免許を受けることができる政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　自衛官

二　中型自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者（第三十四条第十一項各号に掲げる者を除く。）

第三十三条の二第四項第一号中「とする」の下に「法第百三条第一項、第二項又は第四項の規定による」を加え、同項第二号中「第百三条第四項」の下に「、法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を、「とする」の下に「法第百三条第一項、第二項又は第四項の規定による」を加える。

第三十三条の二の二第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十三条の六第一項第一号イ中「に掲げる」を「の(1)から(3)までに掲げる」に、「それぞれ次」を「当該(1)から(3)まで」に改め、同号ニ及びホ、同項第二号イからハまで並びに同条第四項第一号イ中「に掲げる」を「の(1)又は(2)に掲げる」に、「それぞれ次」を「当該(1)又は(2)」に改め、同条を第三十三条の五の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（申請による免許の条件の付与等の基準）

第三十三条の六　法第九十一条の二第二項の規定による免許の条件の付与及び変更は、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一　次の表の上欄に掲げる種類の免許を受けており、かつ、当該免許について当該申請に係る条件を付されていない場合において、当該免許の種類ごとに同表の下欄に定める種類の免許についてのみ条件の付与の申請をしたとき。

受けている免許の種類	条件の付与の申請に係る免許の種類
大型自動車免許	中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
中型自動車免許	準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
準中型自動車免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
普通自動車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型特殊自動車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型自動車第二種免許	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許
中型自動車第二種免許	中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許又は普通自動車第二種免許
普通自動車第二種免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型特殊自動車第二種免許	大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
牽引第二種免許	牽引免許

二　前号に掲げる場合のほか、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更することによつても、当該申請に係る免許以外の免許を受けていることその他の事情により、運転することができる自動車等の種類その他自動車等を運転することについての条件が実質的に変更されることとならないとき。

三　法第九十一条の二第三項の規定による審査の結果、当該申請に係る免許に付されている条件を変更することが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る上で適当でないと認められるとき。

第三十三条の六の二中「とおり」を「理由」に改める。

第三十三条の七第一項第一号中「この条において」を削り、同項第二号、第四号及び第五号中「日」の下に「当該日が」を加える。